

「夢ギフト」の運用変更のお知らせ

平成31年(2019年)度税制改正大綱において、本年3月31日で期限を迎える教育資金/結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置(以下、「本措置」といいます。)の期限延長および要件の見直しが行われたことを受け、本措置の対象商品である「夢ギフト」につきまして、下記のとおり、取扱(口座開設および預入れ)を2年間延長するとともに、一部運用変更を行います。なお、本件に伴い、別添のとおり、預金規定特約を改定しますので併せてお知らせします。

記

項目	現行	変更後
取扱期限	口座開設および預入の期限は、2019年3月31日まで	口座開設および預入の期限が2年延長され、2021年3月31日までとなります。
所得制限	—	贈与する日の属する年の前年の受贈者様の合計所得金額が1,000万円を超える場合、教育資金一括贈与非課税措置の適用除外となります。
(教育コース)対象範囲	学校等への支払	学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者様が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供または指導に係る物品の購入費および施設の利用料については、教育資金一括贈与非課税措置の適用除外となります。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用については、教育資金一括贈与非課税措置が適用されます。 ※2019年7月1日以降に支払われる教育資金からの適用となります。
(教育コース)契約終了前の贈与者死亡の取扱	教育資金管理契約に基づき贈与されると、贈与者様がお亡くなりになった場合でも「みなし相続財産」とはなりません。	教育資金管理契約に基づき贈与されても、贈与者様がお亡くなりになった場合、過去3年分は、贈与者様の「みなし相続財産」となります。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除きます。 ●受贈者様が23歳未満 ●受贈者様が学校等に在学 ●受贈者様が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講中 ※2019年4月1日以降に預入れされる教育資金が適用となります。
(教育コース)終了事由	受贈者様が30歳に達した場合等	受贈者様が、30歳に達した場合でも以下のいずれかに該当する場合は、以下のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年の12月31日または受贈者様が40歳に達する日のいずれか早い日まで契約は終了しません。 ●受贈者様が学校等に在学 ●受贈者様が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講中 ※2019年7月1日以降に受贈者様が30歳に達する場合に適用となります。

※受贈者様は、お孫様等、夢ギフトの口座名義人様を指します。

※贈与者様は、祖父母様等、一括贈与をされた方を指します。

※教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練の詳細は、文部科学省のHP等でご確認下さい。

以上

預金規定特約【教育資金一括贈与専用口座「夢ギフト(教育コース)」】新旧対照表

2019年3月31日まで	2019年4月1日以降
<p>1. 特約の適用範囲</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。</p> <p>①～②省略</p> <p>③ 預金者が前号の契約にもとづき <u>平成25年4月1日から平成31年</u>3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、預金として預け入れること</p> <p>④～⑦省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>2. ～9. 省略</p> <p>(10. 新設)</p> <p><u>10. 禁止行為</u> 預金者は、次の各号の行為を行うことはできません。</p> <p>①～③ 省略</p> <p>④ 第<u>12</u>条第1項に定める場合を除き、この特約に係る預金口座を解約すること</p>	<p>1. 特約の適用範囲</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。</p> <p>①～②省略</p> <p>③ 預金者が前号の契約にもとづき <u>2021年</u>3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、預金として預け入れること</p> <p>④～⑦省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>2. ～9. 省略</p> <p><u>10. 贈与者が死亡した場合の届出等</u></p> <p>(1) <u>預金者は、この特約の適用を受ける教育資金の一括贈与を預金者に対し行った預金者の直系尊属（以下「贈与者」という。）が死亡した事実を知った場合は、速やかに、その旨を当店に届け出るものとします。</u></p> <p>(2) <u>預金者は、贈与者の死亡日以前に支払われたことを証する未提出の領収書等がある場合は、速やかに当該領収書等を当店に提出するものとします。</u></p> <p>(3) <u>当行は、当該贈与者が死亡した日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額として適用法令で定める金額および当該贈与者が死亡した日を記録します。預金者が当該金額を知りたい場合には、当店に問い合わせるものとします。</u></p> <p>(4) <u>贈与者が死亡し、他に生存する贈与者がいない場合、預金者による第2号に定める当行への領収書等の提出の終了をもって、第3条から第9条までの規定は適用しないものとします。</u></p> <p><u>11. 禁止行為</u> 預金者は、次の各号の行為を行うことはできません。</p> <p>①～③ 省略</p> <p>④ 第<u>13</u>条第1項に定める場合を除き、この特約に係る預金口座を解約すること</p>

11. 終了事由

この特約は、普通預金規定にもとづき、当行が預金口座を解約する場合のほか、次の事由の区分に応じ、それぞれに定める日のいずれか早い日に終了することとします。

① 預金者が 30 歳に達したこと 預金者が 30 歳に達した日

② 預金者が死亡したこと 預金者が死亡した日

③ この特約に係る預金の額が零となった場合において預金者と当行との間でこの特約を終了させる合意があったこと この特約が当該合意にもとづき終了する日

12. ～16. 省略

12. 終了事由

この特約は、普通預金規定にもとづき、当行が預金口座を解約する場合のほか、次の事由の区分に応じ、それぞれに定める日のいずれか早い日に終了することとします。

① 預金者が 30 歳に達したこと 預金者が 30 歳に達した日。ただし、2019 年 7 月 1 日以降は、以下のいずれかに該当する場合、契約は以下のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年の 12 月 31 日又は、40 歳に達する日のいずれか早い日

● 預金者が学校等に在学している場合

● 預金者が教育訓練給付金の支払対象となる教育訓練を受講している場合

② 預金者が死亡したこと 預金者が死亡した日

③ この特約に係る預金の額が零となった場合において預金者と当行との間でこの特約を終了させる合意があったこと この特約が当該合意にもとづき終了する日

13. ～17. 省略（条文を 1 条ずつ繰り下げ）

以上

預金規定特約【教育資金一括贈与専用口座「夢ギフト(結婚・子育てコース)」】新旧対照表

2019年3月31日まで	2019年4月1日以降
<p>1. 特約の適用範囲</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。</p> <p>①～②省略</p> <p>③ 預金者が前号の契約にもとづき <u>平成27年4月1日から平成31年</u>3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、預金として預け入れること</p> <p>④～⑦省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>2. ～17. 省略</p>	<p>1. 特約の適用範囲</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。</p> <p>①～②省略</p> <p>③ 預金者が前号の契約にもとづき <u>2021年</u>3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、預金として預け入れること</p> <p>④～⑦省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>2. ～17. 省略</p>

以上